

四日市市告示第164号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第171号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
講習 や 研 修 修 了 が 必 要 な 資 格	建 築 ・ 設 備 ・ 土 木 関 係	車両系建設機械運転	講 習 や 研 修 修 了 が 必 要 な 資 格	建 築 ・ 設 備 ・ 土 木 関 係	車両系建設機械運転
		不整地運搬車運転			不整地運搬車運転
		高所作業車運転			高所作業車運転
		フォークリフト運転			フォークリフト運転
		ショベルローダー等運転			ショベルローダー等運転
		玉掛け			玉掛け
		はい作業主任者技能講習			はい作業主任者技能講習
		床上操作式クレーン運転			床上操作式クレーン運転
		小型移動式クレーン運転			小型移動式クレーン運転
					<u>クレーンの運転の業務に係る特別教育</u>
					<u>ガス溶接技能者</u>
					コンクリート破砕器作業主任者
					地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者
	型枠支保工の組立て等作業主任者				
	足場の組立て等作業主任者				
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者				
	鋼橋架設等作業主任者				
	コンクリート橋架設等作業主任者				
	木造建築物の組立て等作業主任者				
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者				
	有機溶剤作業主任者				
	プレス機械作業主任者				
	ボイラー取扱				
	<u>配水管技能者（耐震継手、大口径耐震継手）</u>				
	特別管理産業廃棄物管理責任者				
	特別管理産業廃棄物管理責任者				

	<p>建築設備検査員（防火設備検査員） 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 特定自主検査事業内検査者 石綿作業主任者</p> <p>配管用フレキ管講習</p> <p>登録解体工事講習 <u>振動工具取扱い作業安全衛生教育</u> 普通第一種圧力容器取扱作業主任者 労働安全衛生規則第36条に定められた特別教育（全て対象） 管理技術者 丸のこ等取扱作業従事者 認定電気工事従事者</p>		<p>建築設備検査員（防火設備検査員） 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 特定自主検査事業内検査者 石綿作業主任者 <u>ガス溶接作業</u> 配管用フレキ管講習 <u>自由研削といしの取替えに係る特別教育</u> <u>フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）使用作業特別教育</u> <u>低圧電気取扱者特別講習</u> <u>アーク溶接特別教育</u> 登録解体工事講習 <u>振動工具取扱い作業特別教育</u> 普通第一種圧力容器取扱作業主任者 労働安全衛生規則第36条に定められた特別教育（全て対象） 管理技術者 丸のこ等取扱作業従事者 認定電気工事従事者</p>
福祉関係	(略)	福祉関係	(略)
管理・その他	<p>職長・安全衛生責任者教育 安全衛生推進者養成講習 職長等に対する安全衛生教育 安全管理者 刈払機取扱作業安全衛生教育 産業廃棄物処理業（収集・運搬課程） 警備業務（特別講習に限る。）</p> <p><u>B R M 訓練</u> E C D I S 講習 I G F コードの適用を受ける船舶向け基本訓練・上級訓練</p> <p>警備員指導教育責任者 安全運転管理者 食品衛生責任者</p>	管理・その他	<p>職長・安全衛生責任者教育 安全衛生推進者養成講習 職長等に対する安全衛生教育 安全管理者 刈払機取扱作業安全衛生教育 産業廃棄物処理業（収集・運搬課程） 警備業務（特別講習に限る。） <u>特定粉じん作業に対する特別教育</u></p> <p>E C D I S 講習 I G F コードの適用を受ける船舶向け基本訓練・上級訓練 <u>伐木等の業務にかかる特別教育講習会</u> <u>海上特殊無線士</u> 警備員指導教育責任者 安全運転管理者 食品衛生責任者</p>

		<u>危険物等取扱責任者（船員法施行規則第9号表及び10号表で定めるもの、低引火点燃料補給訓練を含む）</u> 自衛消防業務講習 消防設備点検資格者 <u>国土交通大臣登録耐震診断資格者講習</u> <u>化学物質管理者</u> <u>保護具着用管理責任者講習（保護具の管理に関する教育）</u> <u>遊漁船業務主任者講習</u> <u>遊漁船業務主任者実務研修</u> <u>衛生工学衛生管理者</u>			<u>甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料補給訓練）</u>  自衛消防業務講習 消防設備点検資格者
試験合格が必要な資格	運転免許関係	(略)	試験合格が必要な資格	運転免許関係	(略)
	建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士（補） 建設機械施工技士（補） 管工事施工管理技士（補） 造園施工管理技士（補） 建築設備士 測量士（補） 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士（補） 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士（補） 土木施工管理技士（補） エネルギー管理士  危険物取扱者 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 <u>技術士（補）</u> <u>技能士（全職種）</u> ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士		建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士（補） 建設機械施工技士（補） 管工事施工管理技士（補） 造園施工管理技士（補） 建築設備士 測量士（補） 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士（補） 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士（補） 土木施工管理技士（補） エネルギー管理士 <u>特定化学物質等作業主任者</u> 危険物取扱者 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 <u>技術士</u> <u>技能士</u> ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士

	消防設備士 給水装置工事主任技術者 下水道排水設備工事責任技術者 公害防止管理者 建築物石綿含有建材調査者 解体工事施工技士（登録解体工事試験） ボイラー整備士		消防設備士 給水装置工事主任技術者 下水道排水設備工事責任技術者 公害防止管理者 建築物石綿含有建材調査者 解体工事施工技士（登録解体工事試験） <u>造園技能士</u> ボイラー整備士
福祉関係	（略）	福祉関係	（略）
管理・その他	衛生管理者 R C C M（シビルコンサルティングマネージャー） 職業訓練指導員 <u>宅地建物取引士（登録実務講習を含む）</u> 日商簿記検定  労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 建築物環境衛生管理技術者 行政書士 キャリアコンサルタント  医療機器販売・貸与管理者基礎講習 浄化槽技術管理者 エックス線作業主任者 液化石油ガス設備士 液化石油ガス調査員講習 保安業務員 高圧ガス販売主任者 自動車整備士 自動車検査員 賃貸不動産経営管理士 医療機器修理責任技術者 無人航空機操縦者技能証明 運行管理者 管理業務主任者 <u>高圧ガス製造保安責任者</u> <u>浄化槽管理士（指定講習機関が実施する講習を含む）</u> <u>海上特殊無線技士</u>	衛生管理者 R C C M（シビルコンサルティングマネージャー） 職業訓練指導員 <u>宅地建物取引士</u>  日商簿記検定 <u>ファイナンシャル・プランニング技能士</u> 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 建築物環境衛生管理技術者 行政書士 キャリアコンサルタント <u>キャリアコンサルティング技能検定</u> 医療機器販売・貸与管理者基礎講習 浄化槽技術管理者 エックス線作業主任者 液化石油ガス設備士 液化石油ガス調査員講習 保安業務員 高圧ガス販売主任者 自動車整備士 自動車検査員 賃貸不動産経営管理士 医療機器修理責任技術者 無人航空機操縦者技能証明 運行管理者 管理業務主任者	

I T 関 係	I T パスポート ( I P ) 情報セキュリティマネジメン ト ( S G ) 基本情報技術者 ( F E ) 応用情報技術者 ( F P )	I T 関 係	I T パスポート ( I P ) 情報セキュリティマネジメン ト ( S G ) 基本情報技術者 ( F E ) 応用情報技術者 ( F P )
------------------	---	------------------	---

第 2 号様式を次のように改める。

申請者 所在地 四日市市  
団体名  
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金  
交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1)上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
  - (2)事業計画に変更を生じた場合は、市に報告すること。
  - (3)四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (4)この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
  - (5)この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。
- <注>事業の効果測定を目的に、後日、申請者に対して市がアンケート等を実施する場合がありますので、可能な限り協力をお願いします。

第4号様式を次のように改める。

申請者 所在地 四日市市  
団体名  
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金  
計画変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金の計画変更を承認し、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金第8条第3項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で行った補助金交付決定を下記の通り変更したため、通知します

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1)上記の団体が補助金の対象とする事業を実施すること。
- (2)四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (3)この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4)この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

申請者 所在地 四日市市  
団体名  
代表者

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金  
交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金の取消を承認し、四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金第 9 条第 3 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で行った補助金交付決定を下記の通り取消したため、通知します

年 月 日

四日市市長

記

- 1 取消する資格・免許名
- 2 取消理由
- 3 取消額

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部商業労政課)